

各県立特別支援学校長 様

教 育 長

令和 4 年 3 月 22 日以降の県立特別支援学校の教育活動等について（通知）

本県は、令和 4 年 1 月 21 日から令和 4 年 3 月 21 日まで、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の対象区域とされ、県立特別支援学校においては、現在、令和 4 年 2 月 10 日付け教育長通知及び令和 4 年 3 月 4 日付け教育長通知により教育活動等を実施しているところですが、この度、令和 4 年 3 月 21 日をもって、本県を対象としたまん延防止等重点措置は解除されることになりました。本県においては、令和 4 年 3 月 22 日以降は、別添の「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「3 月 22 日以降の県の取組について」に基づき、感染の拡大防止に取り組むこととなりました。

現在、本県も含め全国的に新型コロナウイルス感染症の感染状況については、新規感染者数は減少傾向となっておりますが、依然としてオミクロン株への警戒が必要な状況が続いていることから、各学校においても、引き続き児童・生徒等の安全・安心と学びの保障の両立に取り組む必要があります。

については、県教育委員会として、児童・生徒等の安全・安心を確保しながら教育活動を継続するため、校内における感染防止対策を徹底するという視点から、令和 4 年 3 月 22 日以降の教育活動等について、次のように対応することとしました。各学校においては、基本的な感染防止対策の徹底に取り組むとともに、各家庭に対しても、学年末・学年始休業期間中の対応も含め、感染予防の徹底への協力を依頼していただくようお願いいたします。

なお、本通知による対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがあります。

児童・生徒等の安全・安心の確保と学びの保障を両立するため、基本的な感染防止対策の徹底を図りながら通常の教育活動を実施する。

当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続する。改めて公共交通機関利用の児童・生徒等について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。

(令和4年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」により、令和4年2月8日適用)

- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒等については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

②入学式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
(できる限り1～2メートルの間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、新入生、保護者、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とすること。

オ 学年末・学年始休業期間中の対応について

- 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
- 部活動や補習等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

【教育活動等に係る具体的な対応】

- 1 基本的な感染防止対策の徹底について
- 現在、感染・伝播性が高いことが示されている一方で、若年者や基礎疾患のない者等は重症化しにくいと考えられている変異株(オミクロン株)による新規感染者の数は減少傾向となっているものの、依然としてオミクロン株(BA.2)への警戒が必要な状況が続いている。オミクロン株による感染の特徴として、飛沫や換気の悪い場所に

おけるエアロゾルによる感染が多く、これに対応した対策が重要とされているが、基本的な感染防止対策は有効であり、その徹底が求められている。国立感染症研究所によると、オミクロン株についても、ワクチン接種者も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、換気などの徹底を継続することが必要である。加えて、三つの密（密集、密閉、密接）が重なるところは最も感染リスクが高いが、オミクロン株は伝播力が高いため、一つの密であってもできるだけ避けた方がよいとされている。そうしたことから、令和3年4月23日付け保体第1217号教育監通知「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組の強化・徹底について」及び令和3年11月29日付け特第1590号保健体育課長、特別支援教育課長、学校支援課長通知「県立特別支援学校における保健管理等に関するガイドラインの改訂について」に基づき、特に次の点に留意して基本的な感染防止対策の徹底を図ること。

ア 登下校中も含め、校内での児童・生徒等及び教職員のマスクの適切な着用を徹底すること。

イ 毎日の健康観察（登校前の検温の実施等の確認）を改めて徹底し、発熱等の風邪症状が見られる場合、登校させないこと（部活動等の際も同様）。

ウ 教室、職員室、部活動の活動場所等の共用部分のアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム水溶液（素材により使い分け）による消毒を実施するとともに、教室等にアルコール消毒液を設置して手指を消毒する等の感染防止対策に引き続き取り組むこと。

エ 教室、職員室、部活動の活動場所等における常時換気を基本とした換気を徹底すること。

オ 学校で児童・生徒等、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間の臨時休業は原則として行わない。ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施すること。その際、必要に応じて学校医等に相談すること。

○ 学校教育を継続させるため、校内における感染防止対策に関し、次の点について児童・生徒等への指導を徹底すること。

ア 児童・生徒等が、自ら感染予防に留意し行動することができるよう、日常における基本的な感染防止対策（手洗い・マスク着用・3密の回避）を実施するよう指導すること。

イ 毎朝の検温などの健康観察とその記録を徹底すること。また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養するとともに、必要に応じて医療機関を受診するよう促すこと。

ウ 発熱等体調不良があり、自宅休養する中で症状が軽快したために、登校したところ、再び発熱等体調不良となり、受診、検査の結果、陽性が判明するケースが多くみられることから、症状が軽快したと感じても十分な休養をとった後に登校するよう促すこと。

エ 登校時、食事の前後、外から教室に入るとき、トイレの後、清掃の後、咳、くしゃみ、鼻をかんだときといった機会、特に共用する教材や器具等を使用した後は、石鹸によるこまめな手洗いを徹底すること。

オ 昼食時など、校内の食事場面における飛沫感染を防ぐため、対面で食事することを避け、身体的距離を確保するとともに、食事中に会話をしないこと、会話をする場合は必ずマスクを着用することなどの感染防止対策を徹底すること。また、座席の間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空け、状況に応じて衝立や仕切りを使用し、空間を仕切ることで一定間隔を保つこと。教室内で十分な間隔を確保できず、教室に余裕がある場合などは、特別教室等を活用するなど、一つの教室に集まる人数を減じるなどの工夫を行うこと。

カ 食事の介助は、関わる人数を減らす、マスクを着用する、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策をすること。また、児童・生徒等に対面での指導が必要な場合などは、保護者と相談の上、教職員は必要に応じてフェイスシールド等を活用し、介助を交代する場合は、その都度手洗い（手指消毒）を行うこと。

キ 食べ物、飲み物を共有しないよう指導すること。

ク 登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。また、寄り道をせず、まっすぐに登下校すること。とりわけ、登下校途中の飲食はしないこと。

ケ 県立学校において、教育活動外での児童・生徒等の行動の中で、特にグループ等でのカラオケや食事、友人宅宿泊等による感染が報告されているため、週休日等であっても、感染リスクの高い行動は自粛すること。

- 各学校において、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、令和4年2月7日付け保体第2884号保健体育課長、特別支援教育課長通知「オミクロン株による感染拡大に伴う県立学校における臨時休業に係る当面の対応について」に基づき、遺漏なく対応すること。
- 学校における感染防止対策を徹底することに加え、保護者に家庭での感染予防について協力を依頼すること。その際、一般的なマスクの中では、不織布マスクが最も高い予防効果を持ち、次に布マスク、その次にウレタンマスクの順に効果があるとされていることについて、保護者に情報共有すること。
- 学年末・学年始休業期間中も、家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼すること。また、部活動や補習等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底すること。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促すこと。

2 学習活動における留意事項について

- 学習活動における感染リスクを低減するため、特に次の点に留意して授業等を実施すること。
 - ア 授業実施の際は、換気を徹底するため常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でも、こまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させ、児童・生徒等同士の間隔を可能な限り確保すること。
 - イ 発表や意見交換を伴う活動は、ICT機器を活用することやワークシートに記入することなどにより、児童・生徒等同士の接触や近距離での対話をしないよう工夫すること。
 - ウ 児童・生徒等が近距離で対面形式となるグループワーク等や近距離で一斉に大きな声で話す活動は行わないこと。ただし、近距離で対面とならない形で行う学習活動についてはこの限りではないこと。

エ 対面とはならない形でペアワーク等を行う場合は、ペア等を組む相手を固定すること。

オ 授業における外部人材の活用は控えること。

カ 授業等については、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1に基づき適切に取り扱うこと。

3 児童・生徒等の主体的な活動における留意事項について

○ 児童・生徒等の主体的な活動の実施においても、基本的な感染防止対策を徹底するよう児童・生徒等を指導すること。

ア 児童・生徒会活動の実施に当たっては、基本的な感染防止対策（マスク着用、換気、身体的距離の確保）を徹底するとともに、校内放送やICTの活用などの工夫を講じることも含めて指導すること。

イ 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動することとし、別紙2に基づき適切に取り扱うこと。なお、校内で感染が広がった場合には、感染リスクの高い活動を制限することがある。

4 学校行事の実施における留意事項について

○ 入学式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染防止対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。

○ 実施に当たっては、次のように対応すること。

・式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。

・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。

（できる限り1～2メートルの間隔を確保）

・式への参列者は、新入生、保護者、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とすること。また、来賓は招待しないこと。

※式場の椅子の配置について、感染症対策として十分な間隔を取れない場合は、式を複数回に分割して実施する、保護者は別室での参列とするなどの対応を検討すること。

※保護者の参列に関しては、座席を指定にするなど、着席位置を把握できるようにしておくこと。

・式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。

・国歌斉唱や校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。（国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。）

○ 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断すること。

○ 合唱コンクール等の歌唱を行う学校行事の実施に当たっては、各教科の特性に応じた留意事項を記載した別紙1の記載も参考に適切に取り扱うこと。

5 医療的ケアが日常的に必要な児童・生徒等や基礎疾患等のある児童・生徒等への対応について

○ 医療的ケアを必要とする児童・生徒等の対応として、「学校の新しい生活様式Ver.7」を基本としつつ、次の文書も参考としながら適切に対応すること。

<参考>

- 文部科学省令和2年12月9日付け事務連絡
「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項（改訂版）」
- 文部科学省令和2年6月19日版
「特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組」
- 厚生労働省令和2年5月20日付け
「新型コロナウイルス感染症に係る医療的ケアを必要とする児童への対応について（その3）」

6 スクールバスの対応について

- スクールバス内の過密状況を解消するために、できる限り座席配置の工夫を行い、児童・生徒等同士の間隔を空けること。児童・生徒等同士の間隔を十分空けることが難しい場合には、安全面に配慮した防護スクリーン（防護カーテンや仕切り等）を座席間に設置するなど、飛沫感染や接触感染を防止する対策をとること。
- 可能な限りエアコンの外気導入や窓の開放により車内換気を徹底すること。
- 学校発着時のスクールバス乗降の際、昇降口の周辺が密集しないよう、げた箱の配置を分散したり、児童・生徒等が教室を出る時刻をずらしたりするなどの工夫を行うこと。

7 寄宿舎における感染症対策について

- 令和2年5月22日付け「県立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（特別支援学校）」や「学校の新しい生活様式Ver. 7」を踏まえた、万全の感染症対策を講じること。
- 寄宿舎内での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気の徹底、近距離での会話や発声等の際のマスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。
- 朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。
- 入舎する児童・生徒に、発熱や風邪症状があるときや体調がすぐれない場合は、保護者に自宅休養を依頼すること。
- 入舎する児童・生徒について、感染の疑いがあると判明した場合、感染が判明した場合又は在籍する学校が臨時休業となった場合は、特別支援教育課長と寄宿舎における対応を協議すること。

8 感染状況に不安を抱く児童・生徒等、保護者への配慮について

- 感染状況への不安により、保護者から休ませたいと相談のあった児童・生徒等については、本県の感染状況を踏まえ、合理的な理由があるものとし、校長の判断により児童・生徒指導要録における出欠席の取扱いは「校長が出席しなくてもよいと認めた日」とすること。
- 感染状況への不安から登校を控えるなど、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対しては、感染者又は濃厚接触者と認定されたことにより登校できない児童・生徒等と同様、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室等で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該児童・生徒等の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と児童・生徒等との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。

- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒等に対して行う学習指導については、
 - ① 個別教育計画を踏まえながら適切に行うこと
 - ② 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ③ 教師が児童・生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当児童・生徒等の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない児童・生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び児童・生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）

※質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む
- 9 心のケア、いじめ、偏見、差別等の防止について
 - 心のケアについては、学年末・学年始休業をはさむことから、特に新年度当初については、児童・生徒等の変化を注意深く観察し、教職員間での情報共有に努めるとともに、児童・生徒等の見守りを行うこと。また、いじめ、偏見、差別等の防止に向けた取組、指導を徹底すること。
- 10 PTA活動について
 - PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。
- 11 学校施設開放について
 - 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、基本的な感染防止対策を徹底しながら行うこと。
- 12 教職員の健康管理及び感染防止対策の徹底について
 - 教職員の感染防止に向け、職員室等における基本的な感染防止対策の徹底に取り組むこと。

《卒業式について》

- 卒業式は、学校行事の中でも新しい生活への節目となる最も大切な行事であることから、感染防止対策に万全を期して実施することとする。その際、学習指導要領の特別活動〔学校行事〕に示された目標や内容を踏まえること。
 - 実施に当たっては、次のように対応すること。
 - ・ 式場の換気、参列者のマスク着用、アルコール消毒等を徹底すること。
 - ・ 式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。
(できる限り1～2メートルの間隔を確保)
 - ・ 式への参列者は、卒業生、保護者、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とすること。また、来賓は招待しないこと。
- ※式場の椅子の配置について、感染症対策として十分な間隔を取れない場合は、式を複数回に分割して実施する、保護者は別室での参列とするなどの対応を検討すること。
- ※保護者の参列に関しては、座席を指定にするなど、着席位置を把握できるようにしておくこと。
- ・ 式の内容の精選などの工夫により、時間短縮を行うこと。
 - ・ 国歌斉唱や校歌斉唱等については、式次第に位置付けること。ただし、飛沫の飛散防止の観点から、歌唱は控えること。(国歌、校歌、その他の歌は同じ扱いとすること。)

問合せ先

【通知全般に関することについて】

特別支援教育課

教育指導グループ 山田、荒井

電話(045)210-8276 (直通)

【部活動(運動部)に関することについて】

保健体育課

学校体育指導グループ 濱田、桐原

電話(045)210-8312 (直通)

【部活動(文化部)に関することについて】

高校教育課高校教育企画室

高校教育企画グループ 青木、坂野

電話(045)210-8254 (直通)

【PTA活動に関することについて】

生涯学習課

社会教育グループ 櫻木、大村

電話(045)210-8347 (直通)

【学校施設開放に関することについて】

生涯学習課

企画推進グループ 藤野、石田

電話(045)210-8342 (直通)

県立高等学校等における令和4年3月22日以降の授業実施上の留意事項

1 全教科に共通した授業実施上の留意事項

○授業実施の際は、常時換気を基本とし、常時換気が難しい場合でもこまめに換気を行うとともに、原則、マスクを着用させる。

(内容や方法について)

- ・グループ活動等を計画する際は、グループの人数を少なくする、時間を短く区切る、ICT機器を活用するなどといった工夫をした上で実施する。
- ・発表や意見交換等については、マスクを着用し、聞き手までの距離に配慮し、声の大きさについて、必要以上に大声にならないように指導した上で、実施する。
- ・近距離で一斉に大きな声で話すような学習活動とならないよう、一度に声を出す人数を少なくすることや、声を出す向きに配慮することなどの工夫をした上で実施する。
例：各自が意見交換をする場面の工夫
→ 付箋を用いて、各自の意見をホワイトボードに貼り、順番に見ることや、ICT機器を用いて意見を集約することなど。
- ・学習活動において、新型コロナウイルス感染症を題材として扱う際は、生徒の心情に配慮し、いじめや偏見等につながらないように留意する。
- ・校外講座や外部実習、インターンシップ・デュアルシステム等の実施については、実習先の感染防止対策を確認した上で保護者の了解のもと実施すること。
- ・身体接触を伴う活動は、できるだけ避けるとともに、行う場合は感染リスクを低減させる工夫を行った上で、短時間で行うこと。なお、当日の健康チェックや実習時間の記録など、接触者が不明とならないようペアやグループを固定して実施すること。
- ・実験や実習の説明はワークシートやタブレット等を積極的に活用し、密集して説明を受ける場面がないようにする。

(教材・教具について)

- ・実習等で生徒個人が使用する材料や道具の配付、回収は、生徒個人が行う。
- ・できるだけ個人の教材教具を使用し、生徒同士での貸し借りはしない。
- ・器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後に消毒や手洗いを適切に行う。
- ・実習服やシーツ、体育で用いるビブスなどについては、洗濯頻度を高める。
- ・授業でパソコンなどを使用した後は、毎回キーボード、マウス等の機器を柔らかい布(水で濡らし、かたく絞ったもの)でふき取るとともに、手洗いの徹底などの必要な感染防止対策を取ること。(キーボード等の機器の消毒に薬剤を用いる場合、使用箇所の素材を確認し、目立たない場所で試してから使用すること。)

2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項

保健 体育	<p>【体育】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療的ケアの必要な生徒及び基礎疾患がある生徒や、感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒には、生徒・保護者の意向を尊重し、授業への参加を強制しないこと。 ○運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクの着用は必要ないこと。 ○マスクを外している際は、人との十分な距離を保つ、近距離での会話や活動時の発声を控える等の感染防止対策を講じること。 ○運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用すること。また、呼気が激しくならない運動の際は、マスクを着用すること。 ○生徒のマスク着用時について、呼吸が苦しい様子など体調不良が見られる場合は3密を避けて休憩させ、必要な応急手当を行うこと。 ○激しい接触が頻繁に起こらないよう工夫し、 unnecessaryな身体接触を控えること。 ○生徒同士が近距離で組み合わせることや常時身体接触を伴う活動については、短い時間に限定して行うなど、可能な限り感染リスクを低減した上で、実施すること。 ○1回の授業内ではペアやグループ・チームを固定した上で、特定のグループ・チーム同士でゲーム等を行うこと。 ○用具・ボール等の共有はできるだけペアやグループ・チームで特定して使用し、授業前後の生徒の手洗いを徹底すること。消毒については必要に応じて適切に行うこと。 ○教員はマスク着用を原則とするが、自らの身体へのリスクがあると判断する場合（指導のために教員が運動を行う場合等）は外しても構わないこと。 ○教員がマスクを外した際は、 unnecessaryな会話や発声を行わず、他者との距離を2 m以上（同方向に動く場合は更に長い距離）確保すること。 <p>【保健】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保健の実習においては、円滑に実習が行えるよう、応急手当の意義や、基本的な応急手当の方法や手順について、心肺蘇生法の必要性などの学習を事前に行うなどの工夫をすること。
音楽	<ul style="list-style-type: none"> ○歌う（発声する）際は、マスクを着用し、生徒同士の間隔を（1 mを目安に）音楽室内で最大限とった上で活動する。また、生徒同士が（対面の形など）近距離で向かい合って歌わないようにする。なお、歌う際は、学校の近隣への配慮として、歌う活動中に窓を閉める必要がある場合は、その活動中は窓を閉めて差し支えないが、必ず換気の時間を挟むこととし、生徒の体調管理に留意すること。 ○マスク着用での演奏が難しい楽器の指導をする際は、換気、身体的距離の確保や手洗いなど、感染症対策を行った上で実施する。特に、リコーダーなど管楽器を扱う場合は、生徒同士の貸し借りはしないこと。また、感染リスクを低減させる措置（生徒一人ひとりに、楽器を演奏する際に外したマスクを一時保管するためのマスク袋やタオルを用意させるなど）を講じること。 ○レンタル楽器を授業内で共用する場合は、計画段階において、生徒・保護者に説明し、理解を得た上で、実施すること。また、使用前後の適切な消毒や手洗いなど、できる限り感染リスクの低減に努めること。
家庭	<ul style="list-style-type: none"> ○調理実習については、可能な限り1つの班の人数を少なくするとともに、身支度や手洗いを十分にできるように、品目を少なくするなど、時間に余裕を持たせる工夫を行うこと。※調理した料理は、調理した班員以外には提供しないこと。

別紙2

県立高等学校等における令和4年3月22日以降の部活動実施上の留意事項

1 部活動の実施形態

活動形態	・感染リスクの低減に努めるよう感染防止対策を徹底した上での活動
活動	・「4 部活動実施に当たっての留意事項」を踏まえた上で「神奈川県立学校に係る部活動の方針(平成31年3月改定)」に則り実施する
留意事項等	・大会等に参加する場合は、保護者に説明し承諾を得ること ・校内で感染が広がった場合には、感染リスクの高い活動を制限することがある

2 公式大会・コンクール等

- ・大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、可否を決定する。
- ・学校が行う定期演奏会や定期発表会等については、校長の判断の下、可否を決定する。

3 合宿及び県外遠征

- ・合宿（県内及び校内合宿を含む）及び県外遠征については、集団での宿泊、長時間の移動による感染リスクがあることから、県内や合宿（遠征）先の感染状況を見極め、慎重に判断すること。

また、計画する際は、移動・食事・入浴・就寝場面等の実施形態を工夫すること。

※感染状況によっては、再び合宿及び県外遠征は中止とすることがある。

キャンセル料の支払いが生じるリスク等を含めて、生徒・保護者に丁寧に説明し、理解を得た上で計画するとともに、状況によりキャンセルとなった場合には、保護者に負担をかけることがないように、キャンセル料が発生しない段階で早めに判断すること。

4 部活動実施に当たっての留意事項

○事前の確認事項

- ・校長は、部活動ごとに活動方針や活動計画を再確認し、生徒・保護者に示すこと。
- ・顧問教諭及び部活動指導員（以下、顧問）は、事前にクラス担任等と連携し、改めて生徒の健康状態を把握すること。
- ・各部活動の顧問は、「3密」（密閉・密接・密集）を回避するために、活動場所及び活動時間等の調整が図られているか、改めて確認すること。

「3密対策」 ①密閉対策：常時の換気

②密接対策：身体的距離が十分取れない場合はマスクを着用

③密集対策：人との間隔を空ける（1メートルを目安に）

- ・各部活動の顧問は、各学校の実情を踏まえて、生徒が自ら「新しい生活様式」に基づいた部活動を実践できるよう、共用する用具や活動場所の生徒等が触れる共用箇所の消毒について、生徒が適切に行えるよう指導すること。

○活動前後の留意事項

- ・顧問は、活動前に生徒が持参した健康観察票をもとに、健康状態を確認した上で、参加させること。

- ・顧問は、生徒に対して、手洗いやうがい、使用器具等の消毒、部室の使用制限など、感染防止対策を徹底させること。特に、部室の使用は荷物の搬入・搬出・保管及び少人数での更衣のみとし、使用の際には短時間で行わせること。また、可能な限り換気をすること。
- ・顧問は、生徒任せの活動とならないよう指導・監督に当たるとともに、活動前に活動内容の確認をさせ、計画した活動以外の活動を行わせないように指導すること。また、活動後は健康観察を行い、健康状態を確認したのちに帰宅させること。
- ・顧問、外部指導者及び生徒は、原則、マスクを着用すること。
- ・部活動前後の食事や、集団での移動の際も3密（密閉、密集、密接）を避けるなど、感染防止対策に万全を期すこと。

○活動時の留意事項

- ・「3密」の回避や、必要に応じて適宜、手洗いやうがい、使用器具等の消毒を行うなど、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・活動場所が3密にならないよう、部活動ごとに日や時間、場所の工夫をすること。
- ・休憩時間においても、感染防止対策に万全を期すこと。
- ・体育館などの屋内で実施する場合は、十分な換気を行うこと。
- ・顧問、生徒ともに会話は必要最低限とし、特に大きな声を発しないこと。
- ・道具の共用は最小限にすること。
- ・準備片付けは最小限の人数で行うこと。
- ・運動部、文化部ともに、運動時は身体へのリスクを考慮し、生徒はマスクの着用は必要としないこと。特に、呼吸が激しくなる運動を行う際や、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症などの健康被害が発生するリスクがあるため、十分な感染防止対策を講じた上で、マスクを外させること。また、生徒がマスクの着用を希望する場合は、医療用や産業用マスクではなく、通気性のよい家庭用マスクを着用させることや、生徒の体調の変化に注意し指導すること。なお、顧問は原則マスクを着用することとする。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合は外しても構わないが、そのような場合は、生徒との距離を十分に確保すること。
- ・熱中症のリスクが低いと考えられる場合は、飛沫拡散防止のため、原則マスクを着用すること。特に、歌唱や楽器の演奏、調理等をはじめとした感染リスクの高い活動については、別紙1「県立高等学校等における基本的対策徹底期間中の授業実施上の留意事項」における「2 全教科に共通した授業実施上の留意事項に加え、各教科において留意すべき事項」を踏まえて慎重に実施すること。

5 その他

- ※ 練習等を計画する際は、部活動ごとに活動形態も異なることから、各中央種目団体等が作成している「新型コロナウイルス感染防止ガイドライン」等を参考にしてください。
- ※ **休憩時間（昼食時間等も含む）、活動後の自主練習や自主的活動、部員同士で帰宅する際に感染した可能性がある」とされている事例がある**ことから、部活動に係る行動全般において、感染防止の指導を徹底するよう引き続きお願いします。

- ※ 学校の管理下外で行われる自主練習や自主的活動については、日本スポーツ振興センターの給付対象外であることに御留意ください。
- ※ 活動に当たっては、生徒及び保護者に対して丁寧に説明し、理解を得た上で行ってください。
- ※ 今後、本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、部活動の停止や活動日数・活動時間等を制限することも考えられます。
なお、県教育委員会において、部活動の活動内容等の見直しを図った場合は、改めて各学校へ連絡します。

新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針

令和2年3月30日策定

令和4年3月17日変更

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

新型コロナウイルス感染症に関して、次の方針で対応する。

1 情報提供・相談対応

- ホームページ、SNSなど、様々な媒体を活用し、人と人の距離の確保、3つの密を避ける行動など、基本的な感染防止対策や、新しい生活様式への行動変容を促す啓発に努める。
- ホームページの特設サイトで、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報や、影響を受けている県民や事業者に対する支援など、総合的な情報発信に努める。
- 最新の感染状況については、ホームページやSNSを通じて、迅速に情報提供を行う。
- LINE公式アカウント「新型コロナ対策パーソナルサポート」の普及促進に努める。
- 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル等を通じて、健康・医療、経営など、県民の相談にきめ細かく対応する。

2 まん延防止対策

(1) 新しい生活様式の定着促進

- 県民へ新しい生活様式の普及と定着の促進を図る。また、感染防止対策がされていない場所へ行くことを控えることを周知する。

(2) 事業者における感染防止対策の促進

- 在宅勤務、時差出勤など、人との接触機会を低減する取組を促進する。
- 事業者の感染防止対策を支援するため、標準的なガイドラインの公表、周知を図り、感染防止に必要な設備整備等に対する財政支援を行う。
- 事業者がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化できるよう、「感染防止対策取組書」を普及、促進する。また、「マスク飲食実施店」認証制度の取組を普及、促進する。
- 事業所で感染者が発生した際に、利用者に濃厚接触の可能性を通知する「LINEコロナお知らせシステム」を普及、促進する。

(3) イベントの開催制限

- 別紙「2 イベントの開催制限について」のとおりとし、具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。
- イベントの開催にあたっては、感染防止対策を講じるとともに「感染防止対策取組書」及び「LINEコロナお知らせシステム」の二次元コードを掲示するよう周知する。
なお、リスクへの対応が整わないと判断される場合は、中止又は延期等、主催者に慎重な対応を求める。

(4) 感染拡大に向けた対応

ア 感染状況の評価

- 県は、より医療ひっ迫の状況に重点を置いた5つのレベル分類に基づき、県内の感染状況や医療ひっ迫の状況等を評価し、必要な対策を遅滞なく講じる。(別紙「1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ」のとおり)

イ 感染防止等の措置

- 本県の感染状況を踏まえ、国の基本的対処方針や政府の分科会提言等に基づき、外出自粛や営業時間短縮等の必要な措置を行う。

ウ まん延防止等重点措置の対象区域とされた際の対応

- まん延防止等重点措置の対象となった場合は、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」を定め、まん延防止等重点措置等を実施する。

エ 緊急事態宣言が出された際の対応

- 本県が緊急事態宣言の対象となった場合は、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を定め、緊急事態措置等を実施する。

(5) 学校等における取組

ア 公立学校等における取組

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

イ 私立学校、大学等における取組

- 私立学校、大学等においても適切な対応を求める。

(6) 県機関における取組

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき、必要な対応を図る。

3 医療提供体制の確保

- 市町村や地域の関係機関等と連携・協力しながら、医療崩壊を防ぐための現場起点の医療提供体制「神奈川モデル」を維持・進化させ、医療・福祉・高齢者等の保護に取り組み、感染者数を極限まで抑える。
- 検査体制については、医師が必要と判断した場合に迅速に検査が受けられるよう、外来診療や検査キャパシティの拡充を図る。
 - ・ 医師会等の関係団体と連携し、地域の実情に応じた地域外来・検査センター等の設置を推進
 - ・ 民間の検査機関等も含めた検査能力の拡大
 - ・ スマートアンプ法の導入によるPCR検査の迅速化や、抗原検査・抗体検査の導入など、多様な検査手法の活用
 - ・ 抗原検査キットの活用による感染拡大防止策の推進
- 感染拡大の段階に応じて、重症・中等症・軽症など症状に応じた適切な医療を迅速に提供するため、病床や宿泊療養施設、搬送手段等の確保に努める。
 - ・ 高度医療機関、重点医療機関、重点医療機関協力病院相互の連携による病床確保
 - ・ 軽症者・無症状者のための宿泊療養施設の確保
- 病床確保については、新型コロナウイルス感染症患者の急増局面や減少局面等、感染状況の変化に速やかに対応するため、本県で病床の拡大等を要請する段階について、別紙「1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ」として設定する。

病床確保フェーズの移行については、入院患者の増加状況(減少状況)や一般医療への負荷等を総合的に判断し、神奈川モデル認定医療機関に病床確保等の要請を行う。

なお、病床拡大を要請した場合は、3週間以内に必要な即応病床数を確保する。
- 新型コロナウイルス感染症患者の重症化防止を図るため、医学的アプローチを前倒しした新戦略を推進する。

具体的には、全世代に対しワクチン接種を積極的に推進するほか、早期に対症療法薬等を処方・投与するための早期薬剤処方指針を策定するとともに、中和抗体薬療法の投与体制を構築する。
- 小児や精神疾患患者などをはじめ、患者の特性や生活環境に応じて、きめ細やかな医療を提供できるよう「神奈川モデル」の充実を図る。

- 医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行う。
- 医療機関や関係施設等の従事者や家族などへの偏見や風評被害を防止するための啓発に努めるとともに、医療従事者等へのこころのケアなどの支援に取り組む。

4 経済・雇用対策等

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業への経営相談や、制度融資を活用した金融支援などにより、中小企業の経営安定化に努める。
- 店舗における感染防止対策への支援や、売上げが減少している事業者の再起促進支援、緊急事態宣言に伴う休業に対応した事業者への支援を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、内定を取り消された方が生活費を得ながら、就職活動が行えるよう、緊急雇用対策を進める。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、生活に困窮する県民を対象に、くらし、住まい、しごとの相談をワンストップで受け付ける生活支援総合相談窓口を運営する。
- これら支援策について、国等の支援策とあわせ、県民、事業者にわかりやすく周知する。

5 物資・資機材の確保

- 医療機関や社会福祉施設、教育機関などで不足するマスクや消毒液などの物資について、国や他の自治体、協定事業者への要請などにより調達、供給に努める。

6 本部体制の充実

- 特措法に基づく本部体制の下、引き続き、全庁が緊密に連携して、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む。

7 その他

- 本方針に定めた対策や体制は、状況の変化に応じて、更なる強化や、通常に戻すなど、柔軟に対応する。また、国が状況の変化に応じて発出する通知等を参考に適切に対応する。

1 新たなレベル分類と病床確保フェーズ

レベル(L)	状況	病床確保フェーズ(Ph)※1	レベルアップ基準 ※2	レベルダウン基準 ※2	具体的対策 ※3
L4	避けたいレベル 一般医療を大きく制限しても、新型コロナへの医療に対応できない		【L3→L4】 災害特別フェーズでの対応も困難になったとき	—	
L3	対策を強化するべきレベル 一般医療を相当程度制限しなければ新型コロナへの医療対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなる	「災害特別フェーズ」 最大確保病床 2,100床+400床 うち重症210床+60床	【L2→L3】 Ph4に引き上げ	【L4→L3】 ①現在の入院患者数がピークアウト傾向 ②救急搬送困難事例数が減少傾向	【医療提供体制】 ○一般医療の延期(通知による)【特別Ph】 ○入院基準をSpO2基準に変更【特別Ph】 ○緊急酸素投与センター稼働【特別Ph】 ○早期処方指針 ステロイド処方段階【特別Ph】
		Ph 4 最大確保病床 2,100床 うち重症210床			【医療提供体制】 ○一般医療の延期(医療機関数)【Ph4】 【社会への要請】 ○緊急事態宣言【Ph4】
L2	警戒を強化すべきレベル 一般医療・新型コロナ医療への負荷が生じているが、病床拡大により医療が必要な患者への医療提供ができていない	Ph 2/3 確保病床 1,300~1,700床 うち重症130~180床	【L1→L2】 Ph2に引き上げ	【L3→L2】 Ph3に引き下げ	【社会への要請】 ○まん延防止等重点措置【Ph3】
L1	維持すべきレベル 一般医療が確保され、新型コロナ医療にも対応可能	Ph 1 確保病床1,000床 うち重症100床	【L0→L1】 Ph1に引き上げ	【L2→L1】 Ph1に引き下げ	
L0	感染者ゼロレベル 新規陽性者ゼロを維持できている	Ph 0 確保病床120床 うち重症20床	—	【L1→L0】 Ph0に引き下げ	

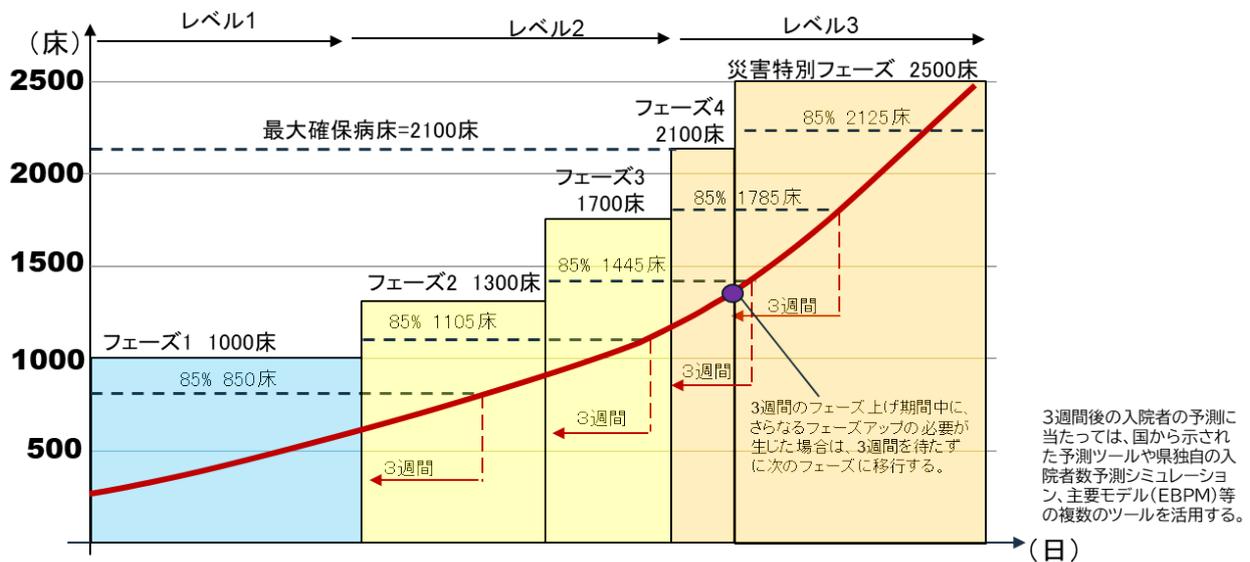
※1 病床確保フェーズの引き上げの考え方:入院患者数の増加傾向が継続し、各フェーズの確保病床の85%を超えることが想定される3週間前に上のフェーズに引き上げる。

病床確保フェーズの引き下げの考え方:入院患者数の減少傾向が継続し、仮に再上昇しても3週間の猶予があると想定される場合に下のフェーズに引き下げる。

※2 レベルアップ基準、レベルダウン基準については、上記表記載の基準を原則とするが、その他の要素を含めて総合的に考慮し、決定することとする。

※3 個々の具体的対策を講じる時期については、変異株の特性、新規発生患者・入院者数の状況等を総合的に考慮し、柔軟に対応することとする。

レベルと病床確保フェーズの移行のイメージ



※ 本県のレベル分類は「2」とする。

2 イベントの開催制限について

		現状(令和4年3月21日まで)		令和4年3月22日以降	
		感染防止安全計画 (注1)	その他	感染防止安全計画 (注1)	その他
緊急事態 措置区域	人数 上限	10,000人 (対象者全員検査を 実施により、収容定員 まで追加可)	5,000人	(現状と同じ)	
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		
重点措置 地域	人数 上限	20,000人 (対象者全員検査を 実施により、収容定員 まで追加可)	5,000人	収容定員まで	(現状と同じ)
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%	(現状と同じ)	
その他 区域	人数 上限	収容定員まで	5,000人又は収容定員 50%のいずれか大き い方	(現状と同じ)	
	収容率	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%		

※収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(注1)5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置地域においては、5,000人超)

(注2)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

県教育委員会における今後の教育活動等について

(令和4年3月17日現在)

1 公立学校における対応について

(1) 県立学校

令和4年3月22日以降も、当面の間は、感染・伝播性の高いオミクロン株の影響等も踏まえ、児童・生徒の安全安心の確保と学びの保障を両立するため、引き続き基本的な感染防止対策を徹底しながら対応していく。

<高等学校、中等教育学校>

ア 当面の間は、朝の時差通学を継続することとし、改めて公共交通機関の混雑時間等を確認した上で、校長が登校時刻を設定する。授業については原則として各学校の通常の授業時間及び時間数で実施する。

イ 今後の感染状況により、必要に応じて分散登校等に移行できるよう、校長はカリキュラム等の検討を行う。

<特別支援学校>

当面の間は、時差通学及び短縮授業を継続することとし、改めて公共交通機関利用の児童・生徒について、混雑時間等を確認した上で校長が登下校時刻を設定する。

《県立学校における児童・生徒への対応》

ア 基本的な対応について

- 児童・生徒、教職員の感染が確認された場合、各学校は全体の教育活動は継続しながら、陽性者や濃厚接触者相当の者の確認、消毒作業などの必要な対応を行う。学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所への送付により濃厚接触者が追認されることから、陽性者の判明から濃厚接触者の特定の間は臨時休業は原則として行わない。
- ただし、校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、学級の児童・生徒等の数、学級数等の実情も踏まえ、学級内の陽性者数により、臨時休業実施の判断基準をもとに検討し、県教育委員会と協議の上、必要な範囲、期間の臨時休業を実施する。
- 臨時休業等に当たっては、オンラインを活用した学習等により、児童・生徒等の学びの保障に万全を期す。
- 毎朝の検温などの健康観察を行い、発熱等体調不良の症状がある場合は登校せず、自宅で休養すること、必要に応じて医療機関を受診するよう促す。
- 登校に不安を感じている児童・生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

イ 学習活動について

- 可能な限り感染リスクの低減に努めながら、学びを継続する。

ウ 部活動について

- 部活動については、可能な限り感染リスクの低減に努めながら活動する。
- 大会等への参加については、大会等の開催状況、感染防止対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。

エ 学校行事等について

①修学旅行等について

- 修学旅行等の宿泊を伴う行事については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることを踏まえ、県内や旅行先の感染状況を見極め、判断する。

②入学式について

- 感染防止対策を徹底して実施する。
- 実施に当たっては、次のように対応する。
 - ・式場における座席の間隔は可能な限り広くとること。(左右は 60cm 程度、前後は 1m 程度の間隔を確保)
 - ・式への参列者は、新入生、教職員及び式の進行に必要な在校生の代表とし、新入生の保護者の参列も可とする。(高等学校及び中等教育学校は、原則として生徒 1 人につき保護者 1 人まで。特別支援学校は各学校の実情に応じる)

オ 年度末・年度始休業期間中の対応について

- 休業期間中も家庭における健康観察を継続し、外出する際は基本的な感染防止対策を徹底すること、また、発熱等体調不良の症状がある場合は自宅で休養することについて、家庭に協力を依頼する。
- 部活動等で登下校する場合は、マスクの着用、手指衛生、換気の徹底などの基本的な感染防止対策を徹底する。特に登下校で公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むよう促す。

(2) 市町村立学校

上記の県立学校における対応を踏まえた上で、必要に応じて県教育委員会と協議し、それぞれの地域における感染状況に応じた対応をとるよう、市町村教育委員会に依頼する。

2 県立社会教育施設における対応について

- 社会教育施設については、基本的な感染防止対策を徹底しながら次のとおり対応する。
 - ・博物館、美術館は、通常開館とする。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。
 - ・図書館は、引き続き通常どおり開館する。ただし、一定の人数を超えた場合、入場制限を行うことがある。

※ なお、この対応は、今後の本県の感染状況及び国の動向等によって変更することがある。

※ この対応について、速やかに県立学校、市町村教育委員会、県立社会教育施設に通知する。



3月22日以降の県の取組について

令和4年3月17日

県民の皆さんに対して

現在

一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛（法第31条の6第2項）
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛（法第24条第9項）
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛（法第24条第9項）
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底（法第24条第9項）
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避（法第24条第9項）
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨（法第24条第9項）
- 飲食店を利用する場合は、1テーブル4人以内の人数制限（法第24条第9項）

3月22日～

一人ひとりが徹底用心

- 会食の際は、短時間、少人数、マスク飲食の実践（法によらない働きかけ）
- マスク飲食実施店の利用を推奨（法によらない働きかけ）
- M・A・S・Kなど基本的な感染防止対策の徹底（法によらない働きかけ）
- 高齢者や基礎疾患のある方に対して、家庭内でもマスク着用などの「うつさない」対策の実施（法によらない働きかけ）

飲食店・大規模集客施設等に対して

現在

3月22日～



飲食店等

- 営業時間の短縮(法第31条の6第1項)
【マスク飲食実施店認証店】
 - ①5時から21時までの時短要請・酒類提供可(11時～20時30分)
 - ②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
- 【非認証店】
 - 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止
- 利用者の人数制限(法第24条第9項)
1テーブル4人以内
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

- 短時間、少人数、マスク飲食などの感染防止対策の推奨(法によらない働きかけ)
- マスク飲食実施店認証制度の取組の継続(法によらない働きかけ)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等

- 入場整理・人数制限等の感染防止対策の要請(法第31条の6第1項、令第5条の5)
- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

- 業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

イベントに対して

現在

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

3月22日～

○次の人数上限を遵守(法第24条第9項)

大声※1	区分 ・安全計画策定 ・チェックリスト公表	5,000人以下の施設	5,000人超～10,000人以下の施設	10,000人超の施設
あり	チェックリスト公表	収容定員の半分まで可		
なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可	収容定員の半分まで可
	安全計画策定※2		収容定員まで可	

※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」

※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提

○感染防止対策の徹底

(法によらない働きかけ)

○直行直帰の呼びかけ

(法によらない働きかけ)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

その他①

【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)

【公立学校等における取組】

- 「県教育委員会における今後の教育活動等について」に基づき、必要な対応を図る。

【県機関における対応】

- 「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
 - ・ 「全庁コロナ・シフト」の維持に向け、事業見直しを徹底し、感染拡大期等には、職員確保を優先
 - ・ 県が主催するイベントの原則中止・延期はしないが、感染状況に応じ、事業の中止や実施方法、着手時期を見直す

その他②

【社会経済活動を促進する県の取組】

- Go To Eat 食事券事業は、3月22日から、店内飲食での利用自粛を解除（利用に当たっては、短時間、少人数、マスク飲食の実践）
 - ※ 3月22日までの利用期限は、当面5月21日まで(60日間)延長
- マスク飲食実施店認証制度の取組みを継続